

審 第 2 7 2 5 号  
答 申 第 5 5 0 号  
令 和 3 年 3 月 8 日

千葉県教育委員会  
教育長 澤 川 和 宏 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年2月15日付け教学指第1630号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第985号

平成30年12月30日付けで審査請求人から提起された、平成30年11月12日付け  
教学指第1263号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年10月18日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「本年6月14日に文部科学省生涯学習政策局情報教育課、初等中等教育局教育課程課、初等中等教育局国際教育課から千葉県教育委員会に宛てて新学習指導要領の準備状況についての情報交換を求められた件について千葉県教育委員会の回答の内容がわかるもの（決裁文書を含む。）」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「新学習指導要領の準備状況についての情報交換に係る説明資料の事前提出について（平成30年8月22日付け）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書中、職名及び氏名（以下「本件不開示部分」という。）を条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示とし、同年11月12日付け教学指第1263号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年12月30日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

## 1 審査請求の趣旨

本件処分取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

- (1) 情報公開条例第1条では、条例における解釈及び運用の基本原則として、「この条例は、県民の行政文書の開示を請求する権利及び県の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。」と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。
- (2) 千葉県教育委員会教育長は本年8月17日（金）に開催された公立高等学校長対象「新学習指導要領説明会」の講師の氏名と職名を情報公開条例第8条第2号に該当として不開示としている。しかしながら、講師の氏名と職名は情報公開条例第8条第2号ただし書に該当することが考えられる。再度、精査していただきたい。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 本件対象文書の特定及び内容

#### (1) 本件対象文書の特定について

本件請求を受け、実施機関は本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

#### (2) 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、文部科学省初等中等教育局教育課程課から依頼があり、新学習指導要領の準備状況等について同課と情報交換を行う前に、実施機関が情報交換に係る説明資料を提出する必要があったことから、起案し決裁した行政文書の一式である。

### 2 本件決定の理由

#### (1) 不開示部分について

本件不開示部分は、条例第8条第2号に該当するとして不開示としたものである。

#### (2) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分は、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号イ該当性について

本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号イに該当しない。

ウ 条例第8条第2号ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ロに該当しない。

エ 条例第8条第2号ハ該当性について

本件不開示部分については、私人に係る情報であって、公務員等に係るものではないことから、同号ハに該当しない。

オ 条例第8条第2号ニ該当性について

本件不開示部分については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないことから、同号ニに該当しない。

3 弁明の内容

審査請求人は、上記第3 2（1）及び（2）のとおり主張する。

しかし、上記2（2）のとおり、本件不開示部分については、公務員等に係る情報ではないことなどから、条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでに該当しない。

したがって、審査請求人は、条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、上記第2 3のとおりであり、起案の用紙及び新学習指導要領の準備状況についての情報交換説明資料から構成されている。

実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、本件不開示部分を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取消しを求めていることから、実施機関が行った本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

## 2 条例第8条第2号本文該当性

本件不開示部分は、新学習指導要領の周知を目的とした説明会の講師に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、同号本文に該当する。

## 3 条例第8条第2号イからニまでの該当性

審査請求人は、本件不開示部分について同号イからニまでに該当する旨主張することから、次のとおり検討する。

本件不開示部分には、公立高等学校長等を対象として実施された当該説明会の当該講師の職名及び氏名が記載されている。

当該説明会の対象は公立高等学校長等に限られ、その内容が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、不特定の者に知られ得る状態にあるものということもできないから、同号イに該当せず、また、同号ロに該当しないことは明らかである。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該講師は公務員等ではないとのことであり、当該講師を公務員等と認める特段の事情も認められないことから、同号ハに該当せず、当該説明会において食糧費が支出された事実も認められないことから、同号ニに該当しない。

したがって、本件不開示部分は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

## 4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月15日	諮問書の受付
令和 2年 6月29日	審議
令和 2年 7月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)